

個人情報保護に関するガイドラインについて (各省ガイドライン)

現時点では、3省庁において、6つの個人情報保護に関するガイドラインが策定されている。

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	経済産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成 9 年通商産業省告示第 98 号）	総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 10 年郵政省告示第 570 号）	厚生労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成 12 年 12 月）
目的	この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、 <u>個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（第 1 条）。</u>	このガイドラインは、民間企業等が取り扱う個人情報の適切な保護のため、 <u>事業者団体がその構成員の事業の実情に応じた業種別のガイドラインを定める際の指針となる項目を定め、民間企業等がその活動の実態に応じた個人情報保護のための実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）を策定することを支援し、及び促進することを目的とする（第 1 条）。</u>	このガイドラインは、電気通信事業の公共性及び高度情報通信社会環境下における個人情報流通の増加に伴う個人情報侵害のおそれにかんがみ、 <u>電気通信事業者による通信の秘密に属する事項その他個人情報の適切な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに利用者の権利利益を保護することを目的とする（第 1 条）。</u>	この指針は、 <u>民間企業等が保有する労働者の個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、民間企業等が、業務の実態を踏まえつつ、労働者の個人情報の保護に関する規定を整備することを支援、促進し、もって労働者の個人情報について、円滑な取扱いに配慮しつつ、保護の一層の推進を図ることを目的とする（第 1 - 1）。</u>
対象となる個人情報・事業者	この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 <u>特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u> 二 前号に掲げるもののほか、 <u>特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</u> （第 2 条第 2 項） この法律において「個人情報取扱事業者」とは、 <u>個人情報データベース等を事業の用に供している者</u> をいう（第 2 条第 3 項）。	このガイドラインは、 <u>企業等の内部において、その全部又は一部が電子計算機、光学式情報処理装置等の自動処理システムにより処理されている個人情報を対象とし、自動処理システムによる処理を行うことを目的として書面等により処理されている個人情報についてもこれを適用する。ただし、個人が自己のために収集する個人情報については、この限りではない（第 3 条）。</u>	このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 電気通信事業者 電気通信事業（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 項に定める電気通信事業をいう。）を営む者をいう（第 2 条第 2 号）	この指針は、 <u>民間企業等において、その全部又は一部がコンピュータ等の自動的手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする（第 1 - 4）。</u>
利用目的の特定	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、 <u>その利用の目的をできる限り特定しなければならない（第 15 条第 1 項）。</u> 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、 <u>変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない（第 15 条第 2 項）。</u>	個人情報の収集は、 <u>収集する企業等の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする（第 5 条）。</u>	電気通信事業者は、個人情報を収集するに当たっては、 <u>電気通信サービスを提供するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定するものとする（第 3 条）。</u>	個人情報の利用及び提供は、 <u>収集目的の範囲内において行うものとする（第 2 - 4（1））。</u> 法令に定めがある場合等一定の除外事由あり。
センシティブ情報の収集制限		次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、 <u>これを収集し又は提供してはならない。ただし、当該情報の収集、利用又は提供についての情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合及び司法手続き上必要不可欠である場合については、この限りでない。</u> (1)人種及び民族 (2)門地及び本籍地（所在都道府県に関する情報を除く） (3)信教（宗教、思想及び信条）政治的見解及び労働組合への加盟 (4)保健医療及び性生活 （第 7 条）	電気通信事業者は、 <u>次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、自己又は第三者の権利を保護するために必要な場合その他社会的に相当と認められる場合はこの限りでない。</u> 一 <u>思想、信条及び宗教に関する事項。</u> 二 <u>人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴その他社会的差別の原因となるおそれのある事項。</u> （第 3 条第 4 項）	使用者は、 <u>次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがある場合及び特別な職業上の必要性があることその他業務の適正な実施に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合は、この限りでない。</u> (イ)人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地 その他社会的差別の原因となるおそれのある事項 (ロ)思想、信条及び信仰 （第 2 - 2（3）） 使用者は、法令若しくは労働協約に特段の定めがある場合又は法令若しくは労働協約に基づく義務を履行するために必要があると認められる場合を除き、労働組合及び労働者の意思に反して、 <u>労働者の労働組合への加入又は労働組合活動に関する個人情報を収集してはならない（第 2 - 2（4））。</u> 使用者は、法令に定めがある場合及び就業規則等において、使用者を含め医療上の個人情報の取扱いに 従事する者についてこの指針の第 2 の 1 の（3）の

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	経済産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成 9 年通商産業省告示第 98 号）	総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 10 年郵政省告示第 570 号）	厚生労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成 12 年 12 月）
				原則を明らかにした上で、次に掲げる目的の達成に必要な範囲内で収集する場合を除き、 <u>医療上の個人情報を収集してはならない</u> （第 2 - 2（5））。
利用目的による制限	個人情報取扱事業者は、 <u>あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</u> （第 16 条第 1 項）。 法令に基づく場合等一定の除外事由あり。	個人情報の利用は、 <u>原則として収集目的の範囲内で行うものとする</u> （第 10 条） 収集目的の範囲内で行う個人情報の利用は、次の(1)から(6)までに掲げるいずれかの場合にのみこれを行うものとする（第 11 条） 情報主体が同意を与えた場合等 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合又は前条(1)から(6)までに掲げるいずれかの場合にも当たらない個人情報の利用を行う場合においては、少なくとも、第 8 条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、 <u>あらかじめ情報主体の同意を得、又は利用より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする</u> （第 12 条）。	前項で収集する個人情報の範囲は、前項の規定により特定された収集の目的を達成するため必要な限度を超えないものとする（第 3 条第 2 項）。 電気通信事業者が収集した個人情報の利用又は提供は、 <u>収集目的の達成に必要な範囲に限るものとする</u> （第 4 条第 1 項）。 法令の規定に基づき、利用又は提供しなければならないとき等一定の除外事由あり。	使用者は、 <u>収集目的の範囲を超えて収集された個人情報については、破棄又は削除若しくは本人返却する場合を除き、その個人情報を処理してはならない</u> （第 2 - 2（2））。 個人情報の保管は、収集目的の範囲内において行うものとし、労働者にわかりやすく、かつ、差別をもたらすことがない方法により行うものとする（第 2 - 3（1））。 <u>個人情報の利用及び提供は、収集目的の範囲内において行うものとする</u> （第 2 - 4（1））。 法令に定めがある場合等一定の除外事由あり。
利用目的達成後の個人情報の消去			電気通信事業者が管理する個人情報については、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることを原則とし、 <u>当該期間経過後又は利用の目的を達成した後は、遅滞なく消去するものとする</u> （第 5 条第 2 項）。 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき等一定の除外事由あり。	使用者は、収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報については、 <u>速やかに破棄又は削除するものとする</u> （第 2 - 3（2））。
適正な取得	個人情報取扱事業者は、 <u>偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない</u> （第 17 条）。	個人情報の収集は、 <u>適法かつ公正な手段によって行うものとする</u> （第 6 条）。	電気通信事業者は、個人情報を収集するに当たっては、 <u>適法かつ公正な手段により行うものとする</u> （第 3 条第 3 項）。	使用者は、職場において、労働者に関しビデオカメラ、コンピュータ等によりモニタリングを行う場合には、 <u>労働者に対し、実施理由、実施時間帯、収集される情報内容等を事前に通知するとともに、個人情報の保護に関する権利を侵害しないよう配慮するものとする</u> （第 2 - 6（4））。 法令に定めがある場合等一定の除外事由あり。
取得に際しての利用目的の通知等（直接取得）	個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、 <u>あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない</u> 。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない（第 18 条第 2 項）。	情報主体から直接に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を <u>書面により通知し、当該個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする</u> 。ただし、既に情報主体が、次に掲げる事項の通知を受けていることが明白である場合及び情報主体により不特定多数の者に公開された情報からこれを収集する場合には、この限りでない（第 8 条）。		使用者は、個人情報を収集する場合には、 <u>本人から直接収集するものとする</u> （第 2 - 2（1））。 収集目的、収集先、収集項目等を事前に本人に通知した上で、その同意を得て行う場合等一定の除外事由あり。
取得に際しての利用目的の通知等（間接取得）	個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、 <u>速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない</u> （第 18 条第 1 項）。	情報主体以外から間接的に個人情報を収集する際には、情報主体に対して、少なくとも、前条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を書面により通知し、 <u>当該個人情報の収集、利用又は提供に関する同意を得るものとする</u> （第 9 条）。 正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合等一定の除外事由あり。	電気通信事業者は、個人情報を情報主体以外の者から収集する場合には、 <u>自ら又は収集先において情報主体の同意を得るものとする</u> 。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない（第 3 条第 5 項）。	

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	経済産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成 9 年通商産業省告示第 98 号）	総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 10 年郵政省告示第 570 号）	厚生労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成 12 年 12 月）
データ内容の正確性の確保	個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（第 19 条）。	個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、 <u>正確かつ最新の状態で管理する</u> （第 16 条）。	電気通信事業者は、その管理に係る個人情報につき、利用目的に応じ <u>正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする</u> （第 5 条第 1 項）。	使用者は、保管する個人情報について、収集目的に応じ必要な範囲内において、 <u>正確かつ最新の状態であるよう点検・更新するものとする</u> （第 2 - 3（4））。
安全管理措置	個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（第 20 条）。	個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、 <u>技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする</u> （第 17 条）。	利用又は提供に当たっては、通信の秘密の保護に係る電気通信事業法第 4 条等の関連規定を遵守するものとする（第 4 条第 3 項）。 電気通信事業者が個人情報を管理するに当たっては、当該情報への不正なアクセス又は当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。特に情報通信ネットワークにおける情報保護及び不正アクセスの防止に当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）等の基準を活用するものとする（第 5 条第 4 項）。	使用者は、 <u>個人情報への不当なアクセス又はその情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずるものとする</u> （第 5 - 1）。
個人情報管理者の設置		企業等の代表者は、このガイドラインの内容を理解し実践する能力のあるものを企業等の内部から 1 名指名し、個人情報の管理者としての業務を行わせるものとする（第 22 条）。 企業等における個人情報の管理者は、このガイドラインに定められた事項を理解し、及び遵守するとともに、従業員にこれを理解させ、及び遵守させるための教育訓練、内部規定の整備、安全対策の実施ならびに実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）の策定及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする（第 23 条）。	電気通信事業者は、個人情報の取扱いに関する責任者を置き、個人情報管理者において本ガイドラインに従った内部規程及び監査体制の整備等必要な個人情報保護措置を講ずるものとする（第 7 条第 1 項）。	使用者は、この指針の内容を理解し実践する能力のある者を選任し、個人情報の管理責任者としての業務を行わせるものとする（第 5 - 2（1））。 管理責任者は、この指針の内容を理解し実践するとともに、個人情報の保護のあり方及びその実現に必要な手段に関する決定権限及び責任を有するものとする（第 5 - 2（2））。 使用者又は管理責任者は、個人情報の処理に従事する者の範囲及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせるものとする（第 5 - 2（3））。
従業員の監督	個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（第 21 条）。	企業等の内部において個人情報の収集、利用及び提供に従事する者は、法令の規定又は企業等の内部の管理者が定めた規定若しくは指示した事項に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする（第 18 条）。	電気通信サービスに従事する者又は電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする（第 5 条第 6 項）。	使用者は、労働者に対しこの指針の理解及び遵守を周知徹底するとともに、管理責任者及び個人情報の処理に従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うものとする（第 5 - 3）。
委託先の監督	個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（第 22 条）。	企業等が、情報処理を委託する等のため個人情報を外部に預託する場合には、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約等の法律行為により、管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、再提供の禁止及び事故時の責任分担等を担保するとともに、当該契約書等の書面は又は電磁的記録を個人情報の保有期間にわたり保存するものとする（第 19 条）。	電気通信事業者が個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、 <u>個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託契約等において、前項に定める個人情報の適切な管理のための必要な措置、秘密保持、再提供の禁止等情報の維持管理に関する事項について定めるものとする</u> （第 5 条第 5 項）。 電気通信サービスに従事する者又は電気通信事業者から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする（第 5 条第 6 項）。	使用者は、個人情報の処理を第三者に委託する場合には、 <u>個人情報の保護について十分な措置を講じている者を選定し、委託契約等において、委託目的の範囲内において処理すること等必要な制限を付し、その処理が適正に行われるよう配慮するものとする</u> （2 - 5）。

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	経済産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成 9 年通商産業省告示第 98 号）	総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 10 年郵政省告示第 570 号）	厚生労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成 12 年 12 月）
第三者提供の制限	<p>個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、<u>個人データを第三者に提供してはならない</u>（第 23 条第 1 項）。</p> <p>法令に基づく場合等一定の除外事由あり。</p> <p>個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる（第 23 条第 2 項）。</p>	<p>個人情報の提供は、<u>原則として収集目的の範囲内で行うものとする</u>（第 13 条）。</p> <p>収集目的の範囲内で行う個人情報の提供は、少なくとも、第 8 条(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を<u>書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、又は提供より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与える等、情報主体による事前の了解の下に行うものとする</u>（第 14 条）。</p> <p>正当な事業の範囲内であって、情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合等一定の除外事由あり。</p> <p>収集目的の範囲を超えて個人情報の提供を行う場合又は前条(1)から(4)までに掲げるいずれの場合にも当たらない個人情報の提供を行う場合においては、情報主体に対して、少なくとも、個人情報の受領者に関する第 8 条(1)から(3)まで及び(5)に相当する事項を<u>書面により通知し、情報主体の同意を得るものとする</u>。ただし、既に情報主体が、当該事項の通知を受け包括的な同意を与えていることが明白な場合は、この限りでない（第 15 条）。</p>	<p>電気通信事業者が収集した個人情報の利用又は提供は、<u>収集目的の達成に必要な範囲に限るものとする</u>（第 4 条第 1 項）。</p> <p>法令の規定に基づき、利用又は提供しなければならないとき等一定の除外事由あり。</p>	<p>個人情報の利用及び提供は、<u>収集目的の範囲内において行うものとする</u>（第 2 - 4 (1)）。</p> <p>法令に定めがある場合等一定の除外事由あり。</p> <p>使用者は、個人情報を第三者に提供する場合には、<u>提供先に対して、提供目的の範囲内において処理すること等必要な制限を付し、その処理が適正に行われるよう配慮するものとする</u>（第 2 - 4 (2)）。</p>
保有個人データに関する事項の公表等	<p>個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、<u>本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない</u>（第 24 条第 1 項）。</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人から、<u>当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない（第 24 条第 2 項）。</p>			<p>使用者は、労働者に対して、その保管する個人情報に関し定期的に情報提供を行うものとする（第 3 - 1 (1)）。</p>
開示	<p>個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、<u>遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない</u>（第 25 条）。</p> <p>当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等一定の除外事由あり。</p>	<p>情報主体から自己の情報について<u>開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる</u>。また開示の結果誤った情報があった場合で、訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする（第 20 条）。</p>	<p>電気通信事業者は、情報主体から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、<u>当該請求に係る個人情報について遅滞なく開示するものとする</u>（第 6 条第 1 項）。</p> <p>電気通信事業者の業務遂行に著しい支障を及ぼすとき等一定の除外事由あり。</p>	<p>使用者は、労働者から、自己に関する個人情報について、<u>開示の請求があった場合には、合理的な期間内にこれに応ずる</u>（請求者に関する個人情報が存在しないときはその旨を知らせることを含む。）ものとする。ただし、法令に定めがある場合及び請求があった個人情報が、請求者の評価、選考等に関するものであって、これを開示することにより業務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合等には、その全部又は一部に応じないことができるものとする（第 3 - 1 (2)）。</p>

	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	経済産業省「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成 9 年通商産業省告示第 98 号）	総務省「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 10 年郵政省告示第 570 号）	厚生労働省「労働者の個人情報保護に関する行動指針」（平成 12 年 12 月）
訂正等	個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、 <u>当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない</u> （第 26 条）。	情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる。また開示の結果誤った情報があった場合で、 <u>訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする</u> （第 20 条）。	電気通信事業者は、情報主体から自己に関する個人情報の訂正等（訂正、追加又は削除をいう。）の申出があったときは、遅滞なく調査を行うものとする。この場合において当該申出に係る個人情報に関して誤りがあること、保存期間を経過していることその他の訂正等を必要とする事由があると認めるときは、 <u>遅滞なく訂正等を行うものとする</u> （第 6 条第 3 項）。	使用者は、労働者から、自己に関する個人情報について事実には誤りがあることを理由として訂正、削除等の請求があった場合において、その内容が正当と認められるときは、 <u>合理的な期間内にこれに応ずるものとする</u> （第 3 - 2（1））。 個人情報を訂正等する場合には、それまで不正確な又は不完全な個人情報を提供していた関係者に対し、加えた修正内容を可能な範囲で通知するものとする（第 3 - 2（2））。
利用停止等	個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、 <u>遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない</u> （第 27 条第 1 項）。 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 23 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、 <u>遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない</u> （第 27 条第 2 項）。	企業等が既に保有している個人情報について、 <u>情報主体から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする</u> 。ただし、公共の利益の保護又は企業等若しくは個人情報の開示の対象となる第三者の法令に基づく権限の行使又は義務の履行のために必要な場合については、この限りでない（第 21 条）。		使用者は、労働者から、自己に関する個人情報についてこの指針に反して処理されていることを理由として利用又は提供の停止、削除等の請求があった場合において、その内容が正当と認められるときは、 <u>合理的な期間内にこれに応ずるものとする</u> （第 3 - 3）。
個人情報取扱事業者による苦情の処理	個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する <u>苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない</u> （第 31 条第 1 項）。 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない（第 31 条第 2 項）。		個人情報管理者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正に係る苦情その他個人情報の取扱いに関する <u>苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする</u> （第 7 条第 2 項）。	使用者は、個人情報の処理又は開示等に関する苦情及び相談について、 <u>これらを受け付けるための窓口の明確化等を行い、適切かつ迅速に対応するものとする</u> （第 5 - 4）。